

琴浦町内事業者の皆様へ

省エネ設備更新費用の 一部を補助します！

令和8年度

琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業を活用しています。

この補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けた町内の中小企業等が行う省エネエアコン及びLED照明の導入に要する経費の一部を助成することにより、省エネルギー対策の促進及び経営の持続を支援することを目的としています。

補助対象者 町内で事業活動を営んでいる中小企業等

**補助対象
事業**

高効率空気調和設備(省エネエアコン)
LED照明設備

※町内事業所における既存設備の更新

**補助対象
経費**

設備費、必要不可欠な付属機器
工事費

補助率・補助上限額

- ・ 補助対象経費 1/2
- ・ 1事業者 25万円

申請期間

令和8年 5月 7日(木) ~
10月30日(金)

※期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご注意ください。

問合せ先

〒689-2392 琴浦町大字徳万591-2
琴浦町商工観光課 商工係
syokoukankou@town.kotoura.tottori.jp

☎ 0858-52-1713

受付時間：平日9時から17時まで

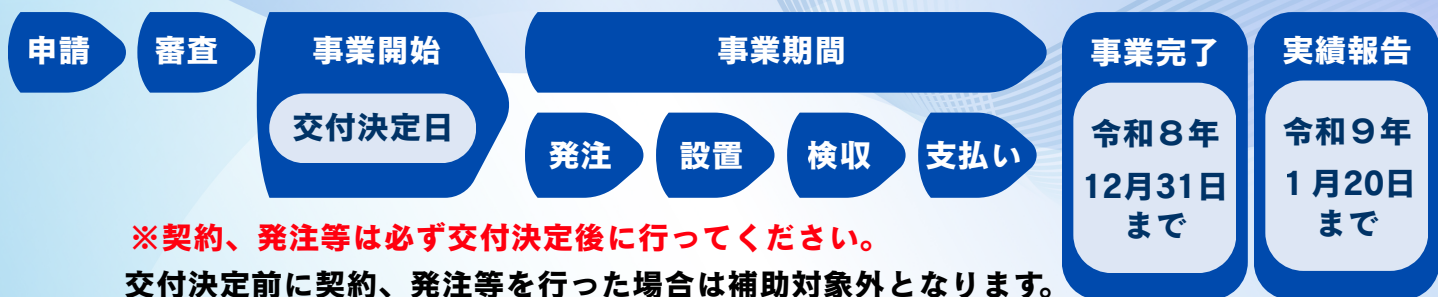
補助金に
ついての
詳細は
こちら



※町ホームページにある要綱・申請の手引きを必ずご確認のうえ、申請をしてください。

申請スケジュール

申請期間	令和8年5月7日(木)～10月30日(金)
交付決定	随時
事業期間	交付決定日から令和8年12月31日(木)



留意事項

- ・本補助事業は、既存設備等に替えて新しい設備を導入することが前提のため、既存設備等については必ず撤去や処分を行うことが必要です。既存設備等の撤去や処分を行わない場合は補助対象外となります。
- ・今まで設置していなかった場所への導入は補助対象外です。
- ・既存設備は申請時点で運用している設備であること。(故障していたり、設置はしているが使っていない場所の設備更新は対象外です。)
- ・事業実施により削減される想定年間消費電力が設備単位で10%以上であること。
- ・設備導入に係る補助について、補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手(発注等を含む)していないこと。
- ・補助事業により導入した設備は、原則として財産処分制限期間中は、町の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ・本補助金は、国の補助金を受けている場合は対象外になります。
- ・国以外他補助金との併用は可能です。ただし、本補助金と他補助金の交付要件等は異なりますので、他補助金について本補助金と併用が可能かどうかは、申請者自らご確認ください。
また、同一の補助対象経費について、重複して他の補助金を受けることはできません。他の補助金と本補助金の対象経費が明確に区分できる場合に限り可能です。
- ・補助金の交付申請は同一年度、同一事業者につき1回限りです。
- ・利益等排除のため、補助事業において、自社製品、自社施工、関連事業者による施工は、補助対象経費の中に補助企業者自身等の利益が含まれるため補助対象外とします。